

令和2年度  
第1回安平町町民自治推進委員会

議 案



日 時 令和2年7月14日（火）午後6時30分～

場 所 安平町役場総合庁舎 2階会議室

1 開会

2 委嘱状の交付 任期：令和2年7月14日～令和4年7月13日

3 町長あいさつ

4 委員自己紹介

5 議 事

(1) 委員長及び副委員長の選出について

安平町町民自治推進委員会条例（抜粋）

（委員長及び副委員長）

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

委員長：

副委員長

(2) まちづくり基本条例と関連条例、委員の役割について [P2～]

(3) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

\* 令和元年度 年間実績 [P9～]

\* 令和2年度 6月末までの実績 [P12]

6 その他

7 閉 会

## (2) まちづくり基本条例と関連条例、委員の役割について

### 関連条例の体系

- ・平成25年12月に公布した「安平町まちづくり基本条例」を平成26年12月26日に施行。
- ・このほか、「安平町町民参画推進条例」など、関連条例も施行。

条 例 名	内 容
まちづくり基本条例	安平町の憲法的な位置付け。行政・町民・議会のそれぞれの役割を担いながら、みんなが参加して「まちづくり」を進めるためのルールが規定

条 例 名	内 容
町民参画推進条例 (まちづくり基本条例 第12条)	まちづくりへの町民参画と協働に向け、行政が実施する施策のうち、町民生活に大きく関連するものを企画・計画する場合には、事前に町民が参画し、意見や提案が行える制度をルール化。
住民投票条例 (まちづくり基本条例 第13条)	町の将来を左右する重要事項の決定について、直接町民の意思を確認するため設けられた制度。いつでも住民投票ができるよう、条例を常設型としたことが特徴。
議会基本条例 (まちづくり基本条例 第31条)	町民に身近に感じてもらい、信頼される創造力が豊かで存在感のある議会をめざして、議会の運営や議員が行うべきなどが定められた条例。
町民自治推進委員会条例 (まちづくり基本条例 第37条)	まちづくり基本条例や町民参画推進条例が、制定後も「きちんと運用されているか」「修正すべきところはないか」などの運用状況を確認するための町民組織として委員会を設置。

議会基本条例を除き、町（行政）として制定したこれらの条例には、その内容を分かりやすく説明する「逐条解説書」を作成。

町民には、逐条解説のダイジェスト版を全戸配布。町のホームページにも掲載している。

## まちづくり基本条例に基づく施策・事業について

根拠	主な実施施策・事業
<b>第2章</b> <b>情報の公開と共有</b> (第5条～第10条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報あびら、スマイルの発行</li> <li>・町ホームページの開設</li> <li>・分かりやすい予算書の発行</li> <li>・フェイスブック等による情報提供</li> <li>・文書管理システムの導入</li> <li>・議会中継(インターネット配信)</li> <li>・「あびらチャンネル」(防災行政情報告知ネットワーク構築事業)</li> <li>・<u>審議会等の会議録の積極的公表(準備中)</u></li> </ul>
<b>第3章</b> <b>町民参画の推進</b> (第11条～第15条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップやワールドカフェ等による町民参画機会の創出</li> <li>・パブリックコメントによる意見募集</li> <li>・町民参画手続の職員マニュアル化</li> <li>・町民参画手続結果の定期的な公表</li> <li>・「ていあんくん」制度(安平町住民提案制度実施要綱の制定)</li> <li>・町民政策提案制度の実施</li> <li>・住民投票条例の制定</li> </ul>
<b>第4章</b> <b>協働と連携協力</b> (第16条～第22条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等交付金交付規則等による地域コミュニティ活動事業支援(各種団体に対する補助金等)</li> <li>・ふるさと納税制度を活用した「まちづくりファンド」「まちづくり事業支援交付金」制度の創設</li> <li>・地域間交流(スポーツ交流)事業の実施</li> <li>・地域サポート制度の実施</li> <li>・町政懇談会(町民組織による開催)</li> </ul>
<b>第5章</b> <b>政策活動の推進</b> (第23条～第27条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次安平町総合計画に基づく政策推進</li> <li>・各種政策分野ごとの個別計画策定</li> <li>・行財政改革の実施</li> <li>・町実施計画に附帯した行政評価の実施</li> </ul>
<b>第6章</b> <b>行政組織と職員</b> (第28条～第30条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次職員定員適正化計画の策定</li> <li>・職員人材育成基本方針の策定</li> <li>・組織改革(グループ制)</li> <li>・自主防災組織の設立・運営支援</li> <li>・人事評価制度の本格実施</li> </ul>
<b>第8章</b> <b>町民、町長及び職員の責務(第33～36条)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法及び地方公務員法の遵守</li> <li>・安平町公益通報の処理に関する規程の制定</li> </ul>
<b>第9章</b> <b>町民自治推進委員会と実効性の確保(第37～38条)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民自治推進委員会によるまちづくり基本条例の運用状況の調査審議</li> <li>・町民自治推進委員会による町民参画の研究改善</li> </ul>

第1期目の委員会で調査審議

第2期目の委員会で調査審議

\* 第7章は、「議会の役割」であるため、町議会において各種取り組みを実施。

## 安平町町民参画推進条例について

### (1) 町民参画の対象となる重要施策等

町は、次の6項目に該当する施策等の実施・策定にあたっては事前に町民参画の手続を行います。

#### 総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更

例) 安平町総合計画(基本構想と基本計画)、安平町地域防災計画、安平町過疎地域自立促進市町村計画、安平町都市計画マスタープラン、安平町地域福祉総合計画など

#### 町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃

例) 安平町まちづくり基本条例、安平町町民参画推進条例、安平町環境基本条例、安平町情報公開条例、安平町個人情報保護条例 など

#### 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

例) ・安平町空き地の環境保全に関する条例など「罰則」が定められた条例  
・公共施設設置条例など「許認可」について定められた条例  
・その他町民に対する規制や禁止行為を定めた条例 など

#### 大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更

広く町民が使用する公共施設、道路、水道施設等の新設・改修等で、その事業費(用地費、調査設計費を含む)が概ね5億円を超える事業

#### 町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定

例) 施設の統廃合、地域公共交通の再編 など

#### 上記 から のほか、町長が特に必要と認める事項

## (2) 町民参画手続の適用対象外

次の項目に該当する場合には、(1)で定めた対象施策等であっても、町民参画手続を省略することができます。

- ・ 軽易なもの
- ・ 緊急に行う必要のあるもの
- ・ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの（町の判断の余地がないもの）
- ・ 町の内部事務処理に関するもの
- ・ 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

\* なお、「緊急に行う必要のあるもの」として、町民参画を実施しない場合は、安平町町民自治推進委員会に報告するとともに、対象施策等の名称、概要、担当課名、町民参画を実施しなかった理由（緊急に行う必要があるものと判断した理由）を町広報紙・町ホームページで公表します。

## (3) 町民参画の実施方法

町民参画の実施方法については、条例第7条と施行規則第6条で規定。町はこれらの中から、対象となる重要施策等の性質や検討時間などを考慮して、適切な方法を選択するとともに、具体的な方法を複数組み合わせるよう努めることとしています。

条例第7条（区分）	施行規則第6条（具体的方法）
(1) パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続	パブリック・コメント アンケート調査 モニター制度
(2) 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続	町民説明会 ワークショップ
(3) 会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続	審議会等 ワークショップ

### [複数の組み合わせ例]

アンケート調査+ワークショップ+審議会等+パブリック・コメント（総合計画策定）

ワークショップ+町民説明会（大規模施設建設）

審議会等+パブリック・コメント（条例改正）

## 安平町町民自治推進委員会について

### [町民自治推進委員会とは]

安平町まちづくり基本条例は「育てる条例」として、その内容をいかに実践していくかが問われており、「町民のまちづくりへの参画」や「情報の共有」がきちんと実践されているか、また、守られているかなど条例の運用状況のチェックや、条例内容の見直しを図るための調査・審査機関となります。

また、同時制定した安平町町民参画推進条例に規定する町民参画手続きの実施状況等についても併せてその実施状況等チェックし、やり方などについて意見する役割を担っています。

### [町民自治推進委員会の設置の根拠]

#### 安平町まちづくり基本条例（抜粋）

（町民自治推進委員会の設置）

第37条 町長の諮問に応じ、町民の視点に立って、この条例に基づくまちづくりを推進するため、町民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

#### 安平町町民自治推進委員会条例（抜粋）

（所掌事項）

第2条 推進委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は建議する。

- (1) まちづくり基本条例の運用状況及び見直しに関する事項
- (2) 町民参画の実施状況及び研究改善に関する事項
- (3) その他町長が特に必要と認める事項

#### 安平町町民参画推進条例（抜粋）

（推進委員会の役割）

第12条 町民参画の適切な運用及び町民参画を推進する上で必要な事項の審議は、推進委員会で行うものとする。

2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、町民参画の推進に関する事項について、町長に意見を述べるものとする。

- (1) 町民参画の実施状況に関する事項
- (2) この条例の運用状況に関する事項
- (3) 町民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (4) この条例の見直しに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町民参画に関する基本的事項

## [町民自治推進委員会の組織・委員報酬・任期]

### 委員会の組織

町民自治推進委員会は、次の区分により町長が委嘱した12名以内の委員で組織

- 1) 住民基本台帳から無作為で選ばれた方で、委員として委嘱されることを希望した方
- 2) 学識経験のある方
- 3) 地域コミュニティ団体（自治会、町内会、農事組合など）の構成員の方
- 4) その他町長が専門知識や男女構成割合を考慮して委嘱する方

### 任期

委嘱の日から2年間（令和2年7月14日～令和4年7月13日）

### 報酬

非常勤特別職の報酬・費用弁償条例に基づき報酬と費用弁償（車賃）をお支払いいたします。[1回につき3,000円（委員長は3,500円）]

## [町が町民自治推進委員会の委員の皆様に期待すること]

### 安平町まちづくり基本条例の運用状況等のチェック

この基本条例では、行政（役場）と町民が一緒になってまちづくりを進めるための様々なルールを定めています。このルールがちゃんと守られているかなど、運用チェックを行う役割があります。

- こんな意見を求めています -

（ まちづくり基本条例に定められている内容がきちんと行われていないと思う。  
もっと子どもを意識した方が町民の協力が得られると思う。  
条例で定めた内容が町民生活に合っていないから、直したほうが良いと思う。 ）

### 安平町町民参画推進条例の実施状況等のチェック

役場が、町民生活に影響する事務の変更や多額の費用が必要な公共事業を行う場合には、役場が実施決定する前に町民から意見を聴くというルールを定めています。町民からの意見をきちんと反映できているか、意見の聴き方に問題はないかなど、運用チェックを行う役割があります。

- こんな意見を求めています -

（ 違う方法で意見を聴いた方がもっと意見を集められたのでは？  
この事業は、先に意見を聴くべきじゃなかったの？  
もっと多くの人に参加しやすいワークショップを考えたほうが良いと思う。 ）

町民参画手続の実施状況（平成31年度、令和元年度実績）

対象期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日

(1) パブリックコメント

事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1 安平町立早来中学校再建事業 基本計画の策定 [教育委員会事務局]	安平町立早来中学校再建事業基本計画策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和元年8月9日～令和元年8月29日	HP、広報あびらR元.8月号	町民	0件	HP、広報あびらR元.9月号、担当窓口での閲覧	
2 第2次安平町総合計画 中期基本計画・安平町復興まちづくり計画策定 [政策推進課]	第2次安平町総合計画 中期基本計画策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和元年11月5日～令和元年11月25日	HP、広報あびらR元.11月号、担当課閲覧揭示場揭示	町民	5件(2名)	HP、広報あびらR2.1月号、担当窓口での閲覧	
3 キャンプ場新料金及び手ぶらキャンプ導入事業 [建設課]	キャンプ場新料金及び手ぶらキャンプ導入事業にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年1月10日～令和2年1月31日	HP、広報あびらR2.1月号、担当課閲覧揭示場揭示	町民	4名、7項目、18件	HP、広報あびらR2.3月号、担当窓口での閲覧	議会全員協議会、行政改革推進委員会、八ッ木会を経て令和2年3月議会へ上程
4 安平町地域防災計画の修正 [総務課]	安平町地域防災計画修正にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年2月5日～令和2年3月6日	HP、広報あびらR2.2月号、担当課閲覧揭示場揭示	町民	0件	HP、広報あびらR2.6月号、担当窓口での閲覧	
5 安平町生涯学習計画 第3期計画の策定 [教育委員会事務局]	安平町生涯学習計画 第3期計画策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年2月26日～令和2年3月18日	HP、広報あびらR2.2月号、担当課閲覧揭示場揭示	町民	0件	HP、広報笑顔R2.6月号、担当窓口での閲覧	
6 安平町子ども・子育て支援事業計画の策定 [教育委員会事務局]	安平町子ども・子育て支援事業計画策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年3月5日～令和2年3月25日	HP、広報あびらR2.3月号、担当課閲覧揭示場揭示	町民	0件	HP、広報笑顔R2.6月号、担当窓口での閲覧	
7 安平町公営住宅等長寿化計画の策定 [建設課]	安平町公営住宅等長寿化計画策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年3月5日～令和2年3月25日	HP、広報あびらR2.3月号、担当課閲覧揭示場揭示	町民	0件	HP、広報笑顔R2.6月号、担当窓口での閲覧	

(2)アンケート調査

事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1 安平町復興まちづくりに関する 町民意向調査 〔政策推進課〕	復興まちづくり計画の策定にあたり、被災時の避難行動や復興まちづくりに関する町民意向を把握するため実施したもの。	令和元年5月17日～令和元年6月3日	アンケート 票の全戸 配布	町民	1,642世帯 /4,095世帯	H.P、広報あひらR元、 8月号	回答率：40%
2 安平町子ども・子育て支援事業 計画の策定 〔教育委員会事務局〕	未就学児童の保護者を対象に意見公募を行うもの。	令和元年12月2日～令和元年12月27日	オンライン	町民(未就学児童の保護者)	125件	計画(案)に意見反映し、子ども・子育て会議を経てパブリックコメントを実施 HP、広報あひらR2.3月号、担当窓口での閲覧	

(3)モニター制度

事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1 なし							

(4)町民説明会

事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1 町民まちづくり懇談会 (第2次安平町総合計画 中期基本計画及び安平町復興まちづくり計画の画策定関連) 〔政策推進課〕	第2次安平町総合計画 中期基本計画及び安平町復興まちづくり計画の一体的な策定に向けて町民意見、ニーズの把握を行うもの。	町政懇談会 令和元年6月17日～令和元年6月21日 町内4地区公民館で実施	H.P、広報 笑顔R元.6 月号、あひ らチャンネル 内(町外・仮 設住宅外遊 難世帯、自 治会)	町民	57名	H.P、広報笑顔R元.7 月号、担当窓口での 閲覧	
2 町民まちづくり懇談会 (第2次安平町総合計画 中期基本計画・安平町復興まちづくり計画策定関連) 〔政策推進課〕	6月に開催した町民まちづくり懇談会で出された意見等を踏まえ、検討を進めている被災者支援策や復興関連事業(素案)について説明を行うもの。	町政懇談会 令和元年8月5日～令和元年8月8日 町内4地区公民館で実施	H.P、広報 笑顔R元.7 月号、あひ らチャンネル 内(町外・仮 設住宅外遊 難世帯、自 治会)	町民	46名	H.P、広報あひらR元、 9月号、担当窓口での 閲覧	
3 町政懇談会 (第2次安平町総合計画 中期基本計画・安平町復興まちづくり計画策定関連) 〔地域推進課 政策推進課〕	第2次安平町総合計画 中期基本計画(案)及び安平町復興まちづくり計画(案)の概要説明を行い、意見交換を行うもの。	町政懇談会 令和元年11月11日～令和元年11月14日 町内4地区公民館で実施	H.P、広報 あひらR 元.11月 号、個別案 内(町外・仮 設住宅外遊 難世帯、自 治会)	町民	43名	H.P、広報あひらR元、 12月号、担当窓口での 閲覧	町民参画に位置付け実施

(5)ワークショップ

事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1 安平町立早来中学校再建事業 基本計画の策定 〔教育委員会事務局〕	安平町立早来中学校再建事業 基本計画の策定について	第1回 新しい学校を考える会 R1.6.11 第2回 新しい学校を考える会 R1.7.3 第3回 新しい学校を考える会 R1.7.30	町HP、団体 等文書通知	町民	第1回18人 第2回24人 第3回19人	広報あびらR元.8月 号、町HP、窓口閲覧	

(6)審議会等において意見聴取を行ったもの

事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	審議会の内容等	結果の公表状況
1 安平町立早来中学校再建事業 基本計画の策定 〔教育委員会事務局〕	安平町立早来中学校再建事業基本 計画の策定について	第1回安平町合同学校運営協議会 R1.6.5 第2回安平町合同学校運営協議会 R1.6.27 第3回安平町合同学校運営協議会 R1.7.22 第4回安平町合同学校運営協議会 R1.9.10 第5回安平町教育委員会 R1.9.13 第6回安平町教育委員会 R1.9.30 第7回安平町教育委員会 R1.10.15	5号(住民生活影響)に該当 ワークショップ等での意見等を反映した、安平町立早来中 学校再建事業基本計画について、運営協議会及び教育委 員会において承認された。	広報あびらR元.9月号、 HP、担当窓口での閲覧
2 第2次安平町総合計画 中期基 本計画・安平町復興まちづくり計 画策定 〔政策推進課〕	総合計画の策定について、当町の諮 問機関である安平町未来創生委員会 に対し、諮問を行い、それに関する審 議を行った上で、答申をいただくも の。	第2回未来創生委員会 令和元年8月5日 第3回未来創生委員会 令和元年10月28日 第4回未来創生委員会 令和元年12月2日	1号(計画策定)に該当 総合計画 中期基本計画及び安平町復興まちづくり計画の 策定に関する各種審議を行い、令和元年12月4日に答申 書の提出を受領した。	HP、広報笑顔R2.6月 号、担当窓口での閲覧
3 安平町子ども・子育て支援事業 計画の策定 〔教育委員会事務局〕	子ども・子育て会議委員に意見聴取 を行うもの。	第14回子ども・子育て会議 令和元年11月13 日 第15回子ども・子育て会議 令和2年2月20日	1号(計画策定)に該当 子ども・子育て会議委員から意見を聴取し、計画(案)へ反 映させ、パブリックコメントを実施する。	意見反映した計画(案) をパブリックコメントにて 周知 HP、広報あびらR2.3月 号、担当窓口での閲覧
4 キャンプ場新料金及び手ぶら キャンプ導入事業 〔建設課〕	キャンプ場新料金改正に伴う条例改 正等について	第2回安平町行政改革推進委員会 令和元年12月24日	5号(住民生活影響)に該当 キャンプ場新料金改正に伴う条例改正等について意見を 聴取し、委員会で承認された。	行政改革推進委員会を 経てパブリックコメントを 実施 HP、広報あびらR2.6月 号、担当窓口での閲覧
5 安平町生涯学習計画 第3期計 画の策定 〔教育委員会事務局〕	社会教育委員に意見聴取を行うもの。	第2回社会教育委員会 令和2年2月13日	1号(計画策定)に該当 社会教育委員から意見を聴取し、計画(案)へ反映させ、パ ブリックコメントを実施する。	意見反映した計画(案) をパブリックコメントにて 周知 HP、広報あびらR2.7月 号、担当窓口での閲覧
6 安平町まち・ひと・しごと創生総 合戦略の改訂 〔政策推進課〕	国より求められている次期地方版総合 戦略の策定について、総合計画中期 基本計画・復興まちづくり計画の策定 を最優先に進めるため1年間の計画 期間延長を行うもの。	第5回未来創生委員会 令和2年3月16日 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書 面による開催)	1号(計画変更)に該当 計画期間延長について委員会へ書面により審議を求め、 承認された。	HP、広報笑顔R2.4月 号、担当窓口での閲覧

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1 安平町税条例等の一部改正 (31.5議会提案分) [税務住民課]	地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴う、個人町民税、軽自動車税などの改正	3号該当(権利・義務) 判断日平成31年4月1日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成31年4月1日
2 安平町国民健康保険税条例の一部改正(R1.5議会提案分) [税務住民課]	課税限度額及び減額の対象となる所得の基準の改正	3号該当(権利・義務) 判断日平成31年4月1日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成31年4月1日
3 安平町安平山パークゴルフ場条例の制定について [教育委員会事務局]	安平山パークゴルフ場の町営化に伴う設置条例の制定	2号(町政に関する基本方針を定める条例の制定)、3号(町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定) 判断日平成31年4月18日	第2項第1号(軽易なもの)、第2号(緊急に行う必要のあるもの)及び第5号(その他の金銭の徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:令和元年6月7日
4 安平町税条例等の一部改正 (31.5議会提案分) [税務住民課]	地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴う、個人町民税、軽自動車税などの改正	3号該当(権利・義務) 判断日平成31年4月19日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:令和1年10月1日他
5 安平町税条例等の一部改正(R1.9議会提案分) [税務住民課]	地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴う、軽自動車税環境性能割の改正	3号該当(権利・義務) 判断日令和1年7月17日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:令和1年10月1日
6 安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について [税務住民課]	印鑑登録証明事務処理要領の一部改正により、印鑑の登録ができない者から成年被後身人の規定が削除されたため、当町の印鑑条例も同様に改正を行うもの。	3号該当(権利・義務) 判断日:令和元年11月25日	第2項第3号(法令の規定)に該当のため実施しない 施行期日:令和元年12月23日

\* 条例第6条第2項第3号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は1件

町民参画手続の実施状況 (令和2年度実績)

対象期間: 令和2年4月1日 ~ 令和2年6月30日

(1)パブリックコメント

事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1							

(2)アンケート調査

事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1							

(3)モニター制度

事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
1							

(4)町民説明会

事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1							

(5)ワークショップ

事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1							

(6)審議会等において意見聴取を行ったもの

事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1 安平町自殺対策計画の策定 (健康福祉課)	自殺対策計画の策定について、安平町地域福祉総合検討推進会議専門部保健部会員に意見聴取を行うもの。	安平町地域福祉総合検討推進会議保健部会 令和2年4月22～30日(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議)	第6条第1項の該当、 1号(計画策定)に該当。 有識者である保健部会の会員へ書面会議により意見を聴取し、計画に反映させた。	HP、広報あひらR2.7月号、担当窓口での閲覧

(7)条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当、判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1 安平町子どもための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例(教育委員会)	公定価格上昇に対応する保育料の改正	第3号該当(権利・義務) 判断日:令和2年5月18日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:令和2年6月19日他
2 安平町条例等の一部改正(R2.6議会提案分) (税務住民課)	地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴う、法人・個人住民税、町たばこ税、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の改正など	3号該当(権利・義務) 判断日:令和2年5月26日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:令和2年10月1日他
3			
4			

\* 条例第6条第2項第3号(緊急を行う必要があるもの)に該当する案件は0件